

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第6号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
[略]		[略]	
学校教育室	学校企画担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。  (4)～(9) [略] [略]	学校教育室	学校企画担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校（ <u>小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。</u> ）の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。 (4)～(9) [略] [略]
[略]		[略]	
教職員課	[略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) 市町村立小中学校の学級編制及び職員定数に関すること。  [略]	教職員課	[略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) 市町村立小中学校（ <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。</u> ）の学級編制及び職員定数に関すること。  [略]
(職及び職務)		(職及び職務)	
第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
区 分	職	職 務	
[略]			
本庁	[略]	[略]	
	学校教育室	[略]	[略]
		特別支援教育課長	
		生徒指導課長	
		高校改革課長	
		特別支援教育課長	

	高校改革課長
[略]	
[略]	

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本庁	室及び課	[略]
		主査 [略]
		[略]
	[略]	
教育 事務 所		[略]
		主査 [略]
		[略]

3 [略]

(所掌事務)

第41条 学校以外の教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関	所掌事務
総合教育センター	1～5 [略] 6 市町村立の中学校並びに県立中学校及び県立高等学校の学習指導の指導に関すること。
	7 [略]
[略]	

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

	生徒指導課長
[略]	
[略]	

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本庁	室及び課	[略]
		主査及び主査行政専門員 [略]
		[略]
	[略]	
教育 事務 所		[略]
		主査及び主査行政専門員 [略]
		[略]

3 [略]

(所掌事務)

第41条 学校以外の教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関	所掌事務
総合教育センター	1～5 [略] 6 市町村立の中学校 <u>(義務教育学校の後期課程を含む。)</u> 並びに県立中学校及び県立高等学校の学習指導の指導に関すること。
	7 [略]
[略]	

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

総合教育センター	[略]	
	主査	[略]
	[略]	
生涯学習推進センター	[略]	
	主査	[略]
	[略]	
図書館	[略]	
	主査	[略]
	[略]	

3 [略]

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- (1) [略]
- (2) 岩手県産業教育審議会
- (3) 教科用図書選定審議会
- (4)～(7) [略]
- (8) 岩手県文化財保護審議会
- (9) [略]
- (10) 岩手県立美術館協議会
- (11) [略]

2 [略]

総合教育センター	[略]	
	主査及び主査行政専門員	[略]
	[略]	
生涯学習推進センター	[略]	
	主査及び主査行政専門員	[略]
	[略]	
図書館	[略]	
	主査及び主査行政専門員	[略]
	[略]	

3 [略]

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- (1) [略]
- (2) 教科用図書選定審議会
- (3) 岩手県産業教育審議会
- (4)～(7) [略]
- (8) 岩手県立美術館協議会
- (9) [略]
- (10) 岩手県文化財保護審議会
- (11) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。